

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付における 利用開始日の遡及取り扱いについて

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の取り扱いにおきましては、原則、確認書類の申請届出日（受理日）が利用開始可能日となっておりますが、各事業所より利用開始可能日に関するお問い合わせや、利用者の急な状態の変化等の場合により当該手続きが間に合わないといったお声を多くいただくことから、以下の事柄に該当する場合は、例外的に遡及を認めることとします。

原則、各市町担当窓口及び、紀北広域連合窓口への申請届出日(受理日)を利用開始可能の日とするが、予期せぬ利用者の身体状況の変化や医学的所見の確認に時間がかかる等の理由によりこの期日に間に合わないと判断された場合は、利用開始可能日を確認書類の申請届出日（受理日）から起算して30日まで遡及しても差し支えないものとする。

（事前に必ず紀北広域連合担当者に対して確認の連絡をおこなうようにしてください。事前相談なく届出が遅れた場合は、理由を問わず遡及は認められませんので十分注意してください。）

（注意点）

○ 提出書類

- 1 サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていることを確認できるもの
 - ・ ケアプラン
 - ・ サービス担当者会議資料
- 2 医師の医学的な所見に基づき判断されていることが確認できるもの
介護支援専門員が聴取した医師の所見がケアプランに記載されている場合は必要ありません。
 - ・ 主治医意見書（レンタルの必要性が記載されているもの）または医師の診断書

○ 軽度者に対する例外的給付は、あくまでも例外的な取り扱いであることから、主治医の医学的所見やサービス担当者会議等により利用者の状態と福祉用具の必要性について十分に検討し申請していただきますようお願いいたします。